東アジア連携の体系

. 経済交流(貿易・直接投資、サービス(ビジター産業等)・知的財産(コンテンツ産業等)の振興等)

				ル支援制度海外マーケット調査、海外	
	主な施策・支援策	ページ数		見本市・展示会への出展参加支援、海	
(1)	外国人観光客の誘致 / ビジットジャパ	1		外でのコーディネーター配置、日本貿	
	ンキャンペーン			易保険制度の強化、ジャパンブランド	
(2)	対日投資促進(対日投資総合窓口、地	1		を全面に出した海外市場創設展開支	
	域向け対内直接投資支援事業、対日投			援、コンテンツ国際市場創設事業、ア	
	資会議)			ジア地域における海賊版対策支援)	
(3)	自由貿易協定(FTA) / 経済連携協	3	(7)	外客来訪促進地域(外客誘致法)	7
	定(EPA)		(8)	国際コンベンションの振興・国際会議	8
(4)	地域輸入促進計画(FAZ)	5		開催支援	
(5)	アジア地域におけるコンテンツ産業国	6	(9)	農林水産物等の輸出促進対策	9
	際交流事業				
(6)	輸出関連施策(JETRO貿易相談業	6			
	務、海外見本市事業、中小企業等の輸				
	出に関する海外市場アクセス政府レベ				

東アジア連携の体系

. 経済交流(貿易・直接投資、サービス(ビジターズ産業等)・知的財産(コンテンツ産業等)の振興等)

主な施策・支援策	主務省庁	概要
(URL)	・機関	
(1)外国人観光客の誘致 / ビ	首相官邸	国土交通省では、外国人旅行者の訪日を促進する「グローバル観光戦略」を関係府省と
ジットジャパン・キャンペー	・総務省・	協力して策定。
ン	国交省	本戦略の中の一つに挙げられている「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環としてビジッ
http://www.vjc.jp/		ト・ジャパン・キャンペーンの実施が決定。
http://www.mlit.go.jp/sog		それに伴い、政府においては関係府省及び自治体、民間企業等が官民一体となって推進
oseisaku/kanko/top.htm		する母体「グローバル観光戦略を推進する会」を開催し、ビジット・ジャパン・キャンペ
		ーン実施本部が立ち上げられ、これを受けて実施本部事務局が開設。
(2)対日投資促進(対日投資	内閣府・経	<インベストジャパン(対日直接投資総合案内窓口)>
総合窓口、地域向け対内直接	産省	対日投資会議で了承された対日投資会議専門部会報告を踏まえ、関係各府省は対日直接
投資支援事業、対日投資会		投資総合案内窓口を設置。
議)		対日直接投資総合案内窓口は、民間事業者等の事業活動にかかわるもののうち、以下の
http://www.investment-jap		ものに対応。
<pre>an.net/jp/index.htm</pre>		・市場に関する情報及び投資に関する施策等、投資に関する情報の提供依頼
		・投資に関する許認可等の申請手法の教示依頼
		・投資に関する法令適用事前手続(日本版ノーアクションレター制度)による照会の処理

http://www.meti.go.jp/pol
icy/investment/Otop/top.h
tml

http://www.jetro.go.jp/in
dexj.html

についての照会者等の苦情

・その他投資に関する照会の依頼

< 外国企業誘致地域支援事業 >

経済済産業省では、対内直接投資促進の一環として、地域の特長を活かした外国企業誘致の取組を支援。15年度及び16年度は、「先進的対内直接投資推進事業」を実施し、 先進的に取り組む自治体等の外国企業誘致活動を支援。平成17年度においては新たに「外国企業誘致地域支援事業」として経済産業省から委託し、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施。

(外国企業誘致地域支援事業の目的・スキーム)

1 . 目的

地域における外国企業の誘致活動の計画を募集し、採択された計画に基づいて地域が行う誘致活動を支援することにより対内直接投資を拡大し、地域経済の活性化に資することを目的。

- 2. 事業スキーム
- (1)本事業は、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)(以下、ジェトロと省略する) が経済産業省からの委託事業として実施。
- (2)事業案件は全国の自治体等に対する公募により募集することとし、ジェトロの対日 投資部地域支援課が国内の各貿易情報センターを通じて行う。

また、採択の決定に関する手続及び採択された計画に基づく事業の実施については、ジェトロの海外事務所や貿易情報センターを始め各経済産業局・部が連携を図り、 当該提案者の誘致活動を支援。

3. 本事業の支援対象となる活動

		(1)招へい関係活動 招へいできる対象企業を具体的に絞り込むための海外及び国内における「外国企業 発掘調査」や、外国企業の幹部等の「招へい活動」。 (2)進出企業の立ち上げ支援活動 進出予定の外国企業の定着を円滑に進めるための以下のような「立ち上げ支援活動」。 ・アドバイザー人件費 ・弁護士・会計士・行政書士等専門家リテイン費 ・翻訳費、通訳費
		対日投資会議は、内閣総理大臣を議長、経済財政政策担当大臣を副議長とする閣僚レベルの会議であり、投資環境の改善に係わる意見の集約及び投資促進関連施策の周知を目的として設置。
(3)自由貿易協定(FTA)/経	外務省・経	日・インドネシア経済連携協定、日・タイ経済連携協定、日・フィリピン経済連携協定、
済連携協定(EPA) 	産省・総務	日・マレーシア経済連携協定、日本・シンガポール新時代経済連携協定、日本・チリ経済
	省・国交	連携協定、日本・メキシコ経済連携協定、日韓FTA(詳細は別添参照)
http://www.mofa.go.jp/mof	省・農水省	【参考】東アジア諸国との経済連携協定交渉の現状と課題(平成17年6月、外務省)
aj/gaiko/fta/index.html		http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0504.pdf

	経済連携の取組状況について(平成17年8月 経済産業省)
	<pre>http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html</pre>
<pre>http://www.meti.go.jp/pol</pre>	
<pre>icy/trade_policy/index.ht</pre>	
<u>m1</u>	
<pre>http://www.soumu.go.jp/ko</pre>	
kusai/kyotei.html#b	
<pre>http://www.mlit.go.jp/sog</pre>	
oseisaku/kotsu/unyu/fta_e	
pa/index.html	
<pre>http://www.maff.go.jp/kok</pre>	
<u>usai.html</u>	

	T	
(4)地域輸入促進計画(FAZ)	経産省	FAZ(フォーリン・アクセス・ゾーン)、日本語では輸入促進地域。輸入および対日投資
http://www.jetro.go.jp/je		の促進という国の政策のもと、92年に制定された「輸入の促進および対内投資事業の円滑
tro/activities/region/faz		化に関する臨時措置法」(95年改正)に基づき設定された。日本全国で22カ所の地域(02
<u>/</u>		年4月現在)が国の承認を受けている。具体的には、各地の空港や港湾を中心とする地域
		に物流施設などを整備し輸入関連業務を集積させて、大都市圏に集中していた輸入貨物の
		窓口を地方に拡大し輸入促進を図るとともに、この地域への参入者に各種のインセンティ
		│ ブを供し対内投資を促進しようとするもの。
		│ │ 各 FAZ では、各自治体と民間企業で設立された第3セクターが中心となって、輸入に関
		│ │連する基盤施設(物流施設、ビジネス支援施設、加工、卸業務施設、展示場、会議場など)
		│ │の整備を図るとともに、輸入関連ビジネスにかかわる各種支援や広報活動、企業の誘致活
		動などを行っている。
		 (優遇措置の内容)
		・税制上の優遇措置
		・債務保証制度
		・中小企業信用保険法の特例
		・低金利融資制度
		・総合保税地区
		・第3セクターによる各種支援措置
i		

(5)アジア地域におけるコンテンツ産業国際交流事業http://www.meti.go.jp/information/data/c50502bj.html	経産省	平成15年3月に知的財産基本法が施行され、同法に基づき知財推進計画が策定され、この中でコンテンツ流通の飛躍的拡大が唱われており、更に平成16年5月にコンテンツ促進法を策定、同年6月に施行したところ。更に、平成16年5月に経済産業大臣が発表した「新産業創造戦略」の7つの新産業重点分野としてコンテンツ分野が位置づけられているところ。 (平成17年度の事業概要) ・新たなコンテンツ市場として期待されるアジア地域においての市場・海外展開調査。・一層の情報交換・交流の促進を図る観点から、政府代表者及び業界代表者らが参加して行われた日中韓文化コンテンツ産業フォーラムの開催。 ・東京国際映画祭に併せ、アセアン地域、中国、韓国を招聘し、アジアコンテンツ産業セミナーの開催。人材育成を目的に、アジア地域からのコンテンツ事業者を招聘し、知財法等の研修実施のためのカリキュラム策定。
(6)輸出関連施策(JETRO 貿 易相談業務、海外見本市事業、中小企業等の輸出に関す る海外市場アクセス政府レ ベル支援制度、海外マーケット調査、海外見本市・展示会 への出展参加支援、海外での コーディネーター配置、日本	JETRO 経産省	<【参考】日本貿易振興機構(ジェトロ)の主な業務> <u>外国企業誘致、輸出支援、対日アクセス支援、地域経済活性化、開発途上国支援、海外経済情報収集・分析、貿易投資相談・情報提供、海外ビジネス展開支援、ハイテク産業交流支援、経済連携協定への協力</u> 、開発途上国研究の実施。 経済産業省 H 1 8 輸出促進施策予算 http://www.meti.go.jp/policy/export/05122618naiji.pdf

		補助対象:民間組織(公益法人、NPO法人等)
		補助率等:補助対象経費の40%(上限)
		補助期間:最大24ヶ月
		17年度予算額:約1.5億円
		詳細は、別紙「観光ルネサンス補助制度の手引き」(平成17年6月30日 (国土交通
		省)) 参照。
		http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010630_4/03.pdf
(8)国際コンベンションの振	国交省・国	 国際観光振興機構(JNTO)は、国土交通省管轄の独立行政法人で、「日本の政府観光局」
興・国際会議開催支援	際観光振	として、海外 13 ヶ所の観光宣伝事務所を持ち、外国人旅行者の誘致とともに、「国際コン
http://www.jnto.go.jp/inf	興機構	ベンションの誘致・開催支援」等の事業を実施。その1部門として存在するコンベンショ
o/conventions/index.html	> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ン誘致部では、国際会議情報の収集および国際団体への働きかけ、そして国際コンベンシ
<u>o, conventione, magazinemi</u>		ョン開催地としての日本の PR 等の事業を実施。
http://www.mlit.go.jp/kis		【コンベンション方に基づく国際会議観光都市の概要】
ha/kisha05/01/010323 .htm		エコンペンションのに至って自然な協議だ即190歳女 国際会議場施設、宿泊施設などのハード面やコンベンション・ビューローなどのソフト
I		国際公職物施設、旧石施設などのバー 国でコンペンフョン Cユーローなどのファー 面での体制が整備されており、コンベンションの振興に適すると認められる市町村を、市
1		
		町村からの申請に基づき、国土交通大臣が国際会議観光都市として認定する制度。
		認定された都市に対しては、独立行政法人国際観光振興機構が国際会議の誘致及び開催
		支援などを体系的に行う。
		現在までに、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市ほか 50 都市を認定。
		<認定要件>

		①国際会議場施設等が整備されていること
		②宿泊施設等が整備されていること
		③国際会議等の誘致体制が整備されていること
		④近傍に観光資源が存在すること
		<国際観光振興機構による誘致・開催支援の内容>
		・ 国際会議等の誘致に関する情報提供
		・ 海外における国際会議観光都市の宣伝
		・ 海外における関係機関との連絡調整その他支援
		・ 国際会議観光都市において開催される国際会議等に係る寄付金の募集、交付金の交付
		・ 必要に応じ、通訳案内業者及び旅行業者その他の斡旋
(9)農林水産物等の輸出促進	農水省	(平成18年度概算決定より)
対策		農林水産物・食品の輸出額の倍増に向けて、生産者・民間事業者等の輸出への取組を強力
http://www.maff.go.jp/sog		に推進していくため、海外での日本食・日本産品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出
o_shokuryo/yusyutu.html		環境整備等を行っていくことが必要。
http://www.maff.go.jp/sog		このため、海外でのPR、展示・商談会を通じた販路創出・拡大、特定品目の輸出拡大プ
o_shokuryo/yusyutu/h-17yo		ロジェクトへの支援、検疫面・知的財産面等での輸出環境づくりを総合的に推進。
<u>san.htm</u>		(1)農林水産物等の輸出倍増に向けた重点的取組
		[1] 農林水産物等輸出倍増推進事業
		ア. 農林水産物等輸出倍増重点推進対策
		果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される特定品目について意欲的な目標を設定し本
		格的に輸出に取り組もうとする民間団体等を対象に、これらの者が行う輸出環境整備や市
		場調査、販売促進事業等の輸出拡大プロジェクトに対して重点的に支援。

イ.品種保護に向けた環境整備[

日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の保護のため、DNA分析による識別技術の開発を重点的に支援。

[2] 農林水産物等海外普及対策事業[

生産者団体等が主体的に取り組む日本産米を中心とした農林水産物等の海外でのPR活動(日本型食生活の紹介と絡めたPR活動を含む。)を支援。また、日本食・日本産品のPRのための資材を整備。

[3] 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

輸出を始めようとする民間団体等を対象に、展示・商談会での販路創出、海外百貨店等での通年型販売を促進。また、これらに併せた試食会やセミナー等を実施。

[4] 農林水産物貿易円滑化推進事業

相手国における貿易制度、関連諸制度や市場動向等海外の貿易情報を収集するとともに、 米、野菜、茶の輸出可能性の調査及び日本食の海外展開のための調査を実施し、これらの 情報や調査結果をセミナー等を通じて広く生産者等へ周知。

(2)輸出促進関連予算

[1] 輸出促進対策事務費

我が国の植物検疫の専門家を輸出相手国に派遣するとともに、我が国の栽培園地における病害虫の発生状況及び農産物の栽培状況等を調査。

[2] アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業

アジア地域における植物新品種保護制度の拡充を目的として、セミナーの開催等を行う ためのUPOV内のトラスト・ファンドに必要な経費を拠出。

[3] 国際園芸博覧会出展参加事業

輸出振興を含めた花き産業発展のため、タイ国開催の国際園芸博覧会に出展し、我が国

の高品質花きの技術や育種技術の高さをPRするとともに、日本の園芸文化も紹介。 [4] 木材海外販路拡大支援事業 輸出相手国における木材関連情報の収集・提供や効果的なPR手法の開発、試験 実施等による輸出ノウハウの提供等を実施。 2 事業実施主体 民間団体 等 3 補助率 定額、1/2以内 等	
--	--

この他、各都道府県・市町村レベルで様々な国際経済交流施策を行っている。